戸籍証明、住民票の写し等の証明書交付請求時に

「本人確認書類」が必要です!

戸籍証明や住民票の写し等の不正請求、成りすまし請求等による不正使用が問題となる中で、個人情報保護の観点より、戸籍法ならびに住民基本台帳法が改正されました。

この法改正により、平成２０年５月１日から戸籍証明や住民票の写し等を取りに来られる方に対して、本人確認を行っております。

証明書交付請求時に提示していただく「本人確認書類」については下記のとおりです。有効期間の定めのある書類は、有効期間内のものに限ります。

また、代理の方（※）が窓口に取りに来られる場合は請求者本人の委任状が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

１つでよいもの	２ついるもの （イ）から２枚、もしくは（イ）と（ロ）で２枚	
	（イ）	（ロ）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カード(写真付)、身体障害者手帳、療育手帳、☆精神障害者保健福祉手帳、☆運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、宅地建物取引主任者証、小型船舶操縦免許証、合格証明書(警備員)、無線従事者免許証、船員手帳、耐空検査員の証、特殊電気工事資格者認定証、教習資格認定証、航空従事者技能証明書、認定電気工事従事者認定証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、海技免状	資格確認書、医療受給者証、年金証書(手帳)、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、住民基本台帳カード(写真なし)、恩給の証書、共済組合員証、基礎年金番号通知書	学生証、法人の身分証(写真付)

代理の方（※）とは、戸籍証明を請求の際は、**本人と同一戸籍、直系尊属・卑属以外の人**
住民票の写しの請求の際は、**本人と同一世帯以外の人**（同じ住所地番でも世帯が別なら委任状が必要です）

◎なお、印鑑登録証明書については、印鑑登録証の提示により証明書を交付します。

お問い合わせは市民環境課へ　TEL：0765（54）2111　内線1115,1117

☆精神障害者保健福祉手帳　→　本人確認の1点書類として追加
☆運転経歴証明書　→　本人確認の１点書類として追加(ただし、平成24年4月1日以降に交付されたもの)